

ニッポンの 身体拘束

—それ、恣意的拘禁ではありませんか？

日時 **2019年6月4日【火】**
午後**6時**～**8時30分**
【開場 午後**5時45分**】

場所 **弁護士会館17階1701会議室**
東京都千代田区霞が関**1-1-3**

第1部 国連の恣意的拘禁に関する通報制度の概要と意義

- (1) 制度概要等説明 戸塚悦朗 人権擁護委員会委員
- (2) 基調講演 「人身の自由と恣意的拘禁に関する作業部会の活動について」
講演者 ホン・ソンプル氏 (Mr.Seong-Phil Hong, 国連恣意的拘禁に関する作業部会委員・元部会長)

第2部 日本の拘禁に関する実情報告

- (1) 精神科病院における強制入院／内田 明 第二東京弁護士会所属会員ほか
- (2) 刑事手続における勾留／星野英一 琉球大学教授
金高 望 沖縄弁護士会所属会員
- (3) 刑事施設関係／海渡雄一 刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行
- (4) 入管収容関係／児玉晃一 人権擁護委員会特別委嘱委員

第3部 日本国内の拘禁に関するパネルディスカッション

- パネリスト ホン・ソンプル氏 (国連恣意的拘禁に関する作業部会委員・元部会長)
山城博治氏 (沖縄平和運動センター議長)
池原毅和 日弁連高齢者・障害者権利支援センター幹事
海渡雄一 刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行
児玉晃一 人権擁護委員会特別委嘱委員
長沼正敏 国選弁護本部委員、埼玉弁護士会刑事弁護の充実に
関する検討特別委員会委員長
コーディネーター 姜 文江 日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員
刑事法制委員会委員

私たちは普段何気なく生活していますが、その根底にあるのは、自由に活動できる人身の自由です。

それが、ある日突然、強制的に病院に入院させられたり、家族と引き離されて収容されたら。犯罪を疑われただけで仕事を失ったり、罪を犯したとしても、更生に必要な縁まで断ち切られてしまったら。このような身体の拘束や処遇は、必要でしょうか。

国連には、個人の通報を受け、恣意的な拘禁であるかどうかの審査を行う制度があり、日本国内の事案でも利用することができます。

日本の拘禁の実態を知り、人身の自由について考えるシンポジウムを行います。



基調講演・パネリスト ホン・ソンプル氏

参加費無料
事前申込不要
(定員約**120名**)

※当連合会会員が、テレビ会議による視聴を希望する場合には、**5月28日【火】**までに所属弁護士会へ接続対応の可否をお問い合わせください。

主催
日本弁護士連合会

お問い合わせ
日本弁護士連合会
人権部人権第二課
TEL:03-3580-9957